

外国における個人情報の保護に関する情報調査報告書

国名 スリランカ

調査日

2023年 3月10 日

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>制度の有無：包括的な法令は存在しない。 ※個人データ保護法が成立しており、2023年9月以降施行される見込みである。 ■ 個人データ保護法（2022年第9号）（未施行） - URL：http://www.documents.gov.lk/files/act/2022/3/09-2022_E.pdf - 施行状況：2023年9月以降施行予定 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：氏名、識別番号、財務データ、位置情報、オンライン識別子などの識別子、又は当該個人又は自然人の身体的、生理的、遺伝的、心理的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに固有の一つ又は複数の要素を用いて、直接的又は間接的にデータ主体を特定できるあらゆる情報</p>
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EU の十分性認定※1)： なし APEC の CBPR システム※2)： なし</p>
<p>OECD プライバシーガイドライン8原則※3)に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 ① 収集制限の原則：上記法令に規定されている（未施行）。 ② データ内容の原則：上記法令に規定されている（未施行）。 ③ 目的明確化の原則：上記法令に規定されている（未施行）。 ④ 利用制限の原則：上記法令に規定されている（未施行）。 ⑤ 安全保護の原則：上記法令に規定されている（未施行）。 ⑥ 公開の原則：上記法令に規定されている（未施行）。 ⑦ 個人参加の原則：上記法令に規定されている（未施行）。 ⑧ 責任の原則：上記法令に規定されている（未施行）。</p>
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの --- 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの ---</p>

(※1) EU の十分性認定を取得した国又は地域は、個人情報保護委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定している EU（EU 加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の個人情報の保護に関する制度である GDPR 又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EU の十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

(※2) APEC の CBPR システム参加の前提として、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じく APEC の CBPR システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、APEC の CBPR システム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APEC の CBPR システムの対象は、民間部門である。

(※3) OECD プライバシーガイドライン8原則は、OECD 加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。